

茨木市創業促進事業補助要綱に係る事務取扱要領

(要旨)

第1 創業促進事業の運用については、茨木市創業促進事業補助要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(定義)

第2 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 要綱第3第1号に規定する事業を営んでいない個人とは、過去3年間において当該各号のいずれにも該当しない者とする。

ア 税務署に個人事業の開業・廃業等届出書を提出している者

イ 法人の役員として、登記事項証明書に記載されている者

ウ 常時事業収入を得ている者及び常時アルバイトを含む従業員を雇用している者（ただし、従属的労働に対する報酬で生計を立てる者を除く）

(2) 要綱第3第5号に規定する自己資金とは、当該各号のいずれかに該当するものとする。

ア 普通預金にあつては、預金通帳（照合表）等預金残高推移がわかるもの

イ 定期預金等にあつては、預入日、満期日が表示された証書および預金残高推移がわかるもの

ウ 有価証券にあつては、取引通知書、計算書、投資報告書等所有権の帰属が確認できるもの

エ 既に購入した事業用設備にあつては、納品書、請求書、領収書等代金を支払って購入したことが確認できるもの（事業用に取得したものであつても、不動産は自己資金に含めない。）

オ 事業の用に供する建物の入店保証金、敷金等にあつては、賃貸借契約書、預り証等の差入金額の確認できるもの

カ 資本金又は出資金にあつては、申込人の出資金額が確認できるもの

キ その他客観的に評価が可能な資産（代金支払済のもの。ただし、不動産は除く。）

ク 配偶者の資金であつて、上記アからキまでのいずれかに該当するもの。ただし、配偶者であることを書面により確認できる場合に限る。

(3) 要綱第3第5号に規定する退職金等とは、当該各号のいずれかに該当するものとする。

ア 退職金

イ 相続により受領した金銭

ウ 国等からの補助金

エ 離婚協議に基づく慰謝料

(4) 要綱第5第4項に規定する法人設立に要する費用に係る補助金の対象となる事業は、本市に登記の住所及び事業所を有し、登記簿謄本又は法人設立（開設）届出書においてそのことが確認できるものとする。

(5) 要綱第7第2項第1号に規定する専従者とは、当該各号のAまたはイに該当し、かつ、ウに該当するものとする。

A 申請者と生計を一にする配偶者

イ 15歳以上の親族

ウ 年間6か月以上その事業に専ら従事する予定の者

（交付申請）

第3 要綱第8第1項に規定する指定された期日とは、賃借料に係る補助金については事業開始日、工事費に係る補助金については工事着工日とし、同第8第3項に規定する指定された期日とは、4月末日とする。

2 要綱第8第2項に規定する市長が認めるときとは、補助対象者が同一年度において要綱に定める他の補助対象経費に係る補助金の交付を複数回にわたって申請する場合に、先の申請時に提出している書類を省略する場合をいう。ただし、同第1項第7号及び第8号の書類については、有効期間を発行日から3か月間とする。

（実績報告）

第4 要綱第11各項に規定する指定された期日とは、補助事業が完了した日の翌日から起算して30日以内、又は完了した日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（店舗付住宅及び家屋内店舗）

第5 要綱第5第1項に規定する事業の用に供する建物の賃借料及び工事費について、対象建物が店舗付住宅及び家屋内店舗である場合は、面積按分が可能な場合のみ補助対象とする。

2 賃借料の補助対象経費は、賃借料から、対象建物の床面積に対する住居部分及び共通利用部分の床面積の割合分を差し引いた額とする。

3 工事費の補助対象経費は、補助対象事業に利用する部分に係る工事費のみとし、住居部分及び共通利用部分を含めた工事が必要であるときは、当該工事費から、対象建物の床面積に対する住居部分及び共通利用部分の床面積の割合分を差し引いた額とする。

4 丈量図等、店舗部分の面積が確定できる書面を添付する。

（補助の対象とならない事業を取り扱う場合）

第6 要綱第4に規定する補助対象事業と併せて、補助の対象とならない事業を取り扱う場合、当該事業が次に掲げる日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）における業種であり、かつ、主たる事業が補助対象事業である場合のみ、補助の対象とする。

(1) 大分類Jに分類される金融業、保険業

(2) 中分類68に分類される不動産取引業

(3) 中分類69に分類される不動産賃貸業・管理業

2 賃借料の補助対象経費は、賃借料から、対象建物の床面積に対する前項各号に掲げる事業の専用部分の床面積の割合分を差し引いた額とする。なお、補助対象期間中に各々の事業の専用部分の面積に変更が生じた場合は、変更のあった月の賃借料について、当該月の実日数をもとに日割り計算で算出する。

3 工事費の補助対象経費は、補助対象事業に利用する部分に係る工事費のみとし、第1項各号に掲げる事業の専用部分を含めた工事が必要であるときは、当該工事費から、対象建物の床面積に対する第1項各号に掲げる事業の専用部分の床面積の割合分を差し引いた額とする。

4 工事費又は賃借料に係る補助金の交付を受けようとする場合、丈量図等、補助対象事業に利用する部分の面積が確定できる書面を添付する。

5 法人設立に要する費用に係る補助金の交付を受けようとする場合、要綱第8第1項第13号に規定する営業に必要な資格及び許認可を証する書面は、第1項各号に掲げる業種を含め、資格及び許認可を必要とする業種のうち、法人設立当初に着手予定の全ての業種について提出するものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から実施する。